



地域の安心と笑顔を守る —

津別消防団

消防団員募集

津別消防団では、消防団員を募集しています。津別で暮らすあなただからこそ、地域防災の担い手として活動してみませんか？

●消防団とは

市町村に設置される公の機関で、消防署と連携して活動します。

●活動内容

消火活動はもちろん、地震や風水害など大規模災害時の救助・救出等に当たります。また、平常時は各種訓練や予防活動を行っています。

タウンニュースつべつにて、消防団について放送されています。ぜひご覧ください。



●消防団員の身分

消防団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員です。

●消防団員の処遇

消防団活動に対して、支払われる報酬や、在団五年以上の方に支払われる、退職報償金などがあります。また、活動中の怪我等に対する公務災害補償制度もあります。

●入団資格

- ▶津別町に居住している人
- ▶年齢 18 歳以上の心身ともに健康な人

●その他

男性消防団員、女性消防団員ともに募集しています。

問い合わせ先

津別消防署 総務担当 ☎76-2189

ごみ広報

津別町・津別町環境衛生推進協議会

問い合わせ先 住民企画課 住民環境係12番窓口 ☎77-8377



8月のリサイクル回収を実施します

もう一度着れる、使えるものを目安としてリサイクル回収を下記の日程で行います。

汚れや臭いのひどいもの、破れているもの、濡れているもの、布団、カーテン、ドレス衣装、和服一式、下着などは回収できません。

※洋服を入れていた袋、油を入れていた容器は、持ち帰っていただきます。

- 日程 8月20日(土)
- 時間 午前9時～午前11時まで
- 場所 スポーツ交流館(旧島崎家具店)
- 回収物 ●衣類 ●バッグ ●靴 ●子供服
●タオルケット ●毛布 ●食用廃油

お供え物はお持ち帰りください

これからお盆の時期を迎え、お墓参りに行かれる方が多くなりますが、お墓参りをされた後はお供え物や掃除道具は持ち帰るようにしてください。特にお供え物は放置していると腐敗による害虫発生や野生動物に荒らされる危険性があります。また、山間の墓地では熊の餌場となる可能性があります。お供え物のお持ち帰りにご協力をお願いします。



ごみ袋が不足しています

新型コロナウイルス感染症の影響により、海外で生産されたごみ袋の輸入が停止となっています。津別町のごみ袋は、国内産を使用していますが、輸入品を使用していた他の自治体が一斉に国内品に切り替えたことで、生産が追いつかず納品が遅れている状況となっており、津別町のごみ袋の納品は8月末の予定となっています。これらの状況から、生ごみ3リットルの指定ごみ袋が不足した際には、生ごみ5リットルの指定ごみ袋に切り替えていただけますよう、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

地域おこし協力隊隊員が津別町に来て学んだこと、感じたことをつづります。

農業の世界はとても大きく大きい。津別町に赴任してきて今もなお感じている。

北海道には7年近く住んでいるので、1年の様子を知らないわけではなかったが、従事の仕方(視点の向け方)で見え方がまるで変わった。一従業員から転身して、自分に課した目標のために地域おこし協力隊をする自分とは、とある農家の方に師事してから力不足を痛感している。自然を、天気を相手に仕事をするには経験があまりにも足りず、圧倒されている。

しかし、それが自分には受け入れ難いかとさえ言えは違う、できるように耕りしたい。広大な土地で耕作するには十分な体力、

技術、要領の良さが求められる。そして段々と機械化といった技術進歩にも徐々に適応しながら農業をしている人達が、自分にとっての力強い生き方の基盤と経験の重みを教えてくれているような気がしている。

自分には計り知れない程の苦勞をしていると思うし、同じ苦勞が自分にも待ち構えているだろう。しかし、「それでも」と、言えるようになりたいのは、関わってくれている農業をしているさまざまな方たちのお陰だと思う。あらゆる意味で大きく、力強くなりたい。そうして生きていく内に、自分の中も豊かになるのを信じて。



津別への移住1年目の新参者。北海道の環境と食の豊かさに魅せられた20代。

厚生年金保険や付加保険料制度について

年金ニニ知識

戸籍年金係8番窓口 ☎77-8378

厚生年金保険を喪失した方へ

厚生年金保険に加入している被保険者が会社等を退職したときには、国民年金に加入する手続きが必要です。また、被保険者の扶養配偶者も手続きが必要になります。必要な書類は次のとおりです。

- ①退職年月日がわかるもの(離職票等)
- ②マイナンバーカード・年金手帳または基礎年金番号通知書

国民年金保険料の免除申請を希望される方は、離職票または雇用保険受給資格者証等が必要になります。

付加保険料制度について

国民年金の保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要です。申し込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。

届出先

戸籍年金係8番窓口 ☎77-8378
北見年金事務所 ☎0157-25-9635